



沖縄労働局発表
平成25年3月1日

担当	沖縄労働局労働基準部 監督課長 鈴木 聡 監察監督官 平良 喜作 電話：098-868-4303
----	---

「労働契約更新の基準」の書面明示が新たに義務化

～平成25年4月1日より労働契約締結時の労働条件の明示項目が追加～

労働条件の書面による明示（労働条件書面明示）は、労働基準法第15条に基づき労働者を雇用するすべての事業主の責務となっています。しかしながら、沖縄労働局が平成23年に実施した定期監督の結果、労働条件の書面明示をしていない事業主が12.9%と全国平均の11.1%より多く、また、平成24年に実施した県内大学生等に対するアンケート調査結果でも労働条件書面明示を受けている者は34%にとどまることが明らかとなっています。

さらに、労働局・労働基準監督署、ハローワークに寄せられる各種トラブルの相談においては、労働条件を書面明示されていないことを原因とするものが多く見受けられます。

こうした中、期間の定めのある（有期）労働契約の更新・終了について予測可能性と納得性を高め、紛争の防止につなげるため、労働基準法施行規則第5条が改正され、平成25年4月1日より労働契約締結時に契約期間とともに「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」についても、書面の交付によって明示しなければならない項目となります。

このため沖縄労働局では、管内で取組が不十分である労働条件書面明示の徹底を図るとともに、明示項目の追加について周知徹底を図るため、労働者の新規採用が最も多い4月を控えた「3月1日から31日」を「労働条件明示強化月間」とし、以下の取組を行います。

- 1 労使関係団体に対し、改正内容を中心に会員等への周知・啓発を要請
- 2 労働局・労働基準監督署・ハローワークにポスターを掲示
- 3 各窓口や説明会で事業主等にパンフレット及びリーフレットを配布（別添）
- 4 沖縄労働局ホームページへの掲載
- 5 新聞への広告掲載

労働基準法第15条（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。